

令和7年2月28日  
危機対策課原子力安全対策室  
室長 北嶋 勝彦  
県庁内線 4310  
外線直通 076-225-1465

## 志賀原子力発電所 低レベル放射性廃棄物輸送計画について

標記の件について、本日、北陸電力株式会社より、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第7条に基づき、別紙のとおり、連絡がありましたので、お知らせします。

志賀原子力発電所 低レベル放射性廃棄物輸送計画について

1. 輸送計画

(1) 搬出予定時期

2025年6月

(2) 輸送品の名称及び数量

低レベル放射性廃棄物 ドラム缶640本（輸送容器80個）

(3) 搬出先施設名

日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター

(4) 輸送方法

志賀原子力発電所固体廃棄物貯蔵庫から物揚場までトラックにより陸上輸送した後、輸送船に積み付けて海上輸送します。

2. 安全対策

(1) 輸送物の安全対策

- a. 本輸送には、関係法令の技術上の基準に適合している低レベル放射性廃棄物（ドラム缶）輸送専用の輸送容器を使用します。
- b. 低レベル放射性廃棄物を収納した輸送容器（輸送物）の安全性を確認します。

(2) 陸上輸送の安全対策

- a. 陸上輸送の実施に先立って、道路状況を確認し、安全運行の徹底を図ります。
- b. 輸送車両への輸送容器積付時には、積載方法等についての安全性を確認します。
- c. 出発前には車両点検を励行し、運転手には十分な経験を有する者を配置します。

(3) 海上輸送の安全対策

- a. 低レベル放射性廃棄物輸送船として国の基準に適合している専用船を用います。
- b. 輸送船への輸送容器積付時には、積載方法等についての安全性を確認します。
- c. 海上輸送の実施にあたっては、気象状況、海象状況、航路標識等航行区域全般にわたる調査のうえ安全航行を行います。

以 上